

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課)	37
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	37
○知事権限に係る保安林の指定の解除 (2 件)	(治山課) 37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	37
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	38

告 示

北海道告示第694号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、狩場利別土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成17年 9 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

理 事 ・ 氏 名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
理 事 酒井 誠一	瀬棚郡北檜山町字若松867番地の 2 久遠郡せたな町北檜山区若松867番地 2
同 江上 英章	同 字徳島12番地 同 徳島12番地
同 大庭 祐一	同 字西丹羽355番地の 1 同 西丹羽355番地 1
同 山田 康夫	同 字栄309番地 同 栄309番地
同 新家子幸夫	同 字愛知1703番地 同 愛知1703番地
監 事 長沼 敏文	同 字西丹羽617番地の11 同 西丹羽617番地11

北海道告示第695号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成17年 9 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 完了年月日

美 生 畑地帯総合整備 (農道)	平成10. 7. 27
同 同 (農業用排水)	同 15. 3. 20
同 同 (暗きょ)	同 13. 12. 10
同 同 (客土)	同 14. 5. 31

北海道告示第696号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年 9 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉六丁目 7 の14 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 名称又は旧跡の風致の保存
 - 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- (「 次の図 」 は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第697号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年 9 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町美原65の18 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- (「 次の図 」 は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第698号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

平成17年 9 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 余市郡赤井川村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年 9月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 遠別中川線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
中川郡中川町字安川37番2地先から 中川郡中川町字安川31番9地先まで	前	16.20mから 24.80mまで	426.00m	――
	前	18.94mから 30.20mまで	384.00m	――
	後	18.94mから 30.20mまで	384.00m	――